

扶桑町国民健康保険税 簡易試算シート(令和6年度)

- ・ 下記結果はあくまでも簡易的な試算であり、実際の保険税額と異なる場合があります。
- ・ 特定同一世帯所属者、分離課税所得(土地・株式の譲渡所得等)のある方、専従者控除又は専従者給与のある方がみえる世帯や低所得による軽減対象世帯では実際の保険税額と異なる場合があります。
- ・ 年度途中で国保に加入・脱退されたり、40歳・65歳の誕生日を迎える方が世帯内にみえる場合には、実際の保険税額とは異なります。

	お名前	年齢 <small>40歳～64歳の方…点線枠部分も計算が必要です。 それ以外の方…点線枠部分の計算は不要です。</small>	A 前年所得金額 <small>(所得の算出は次頁を参照)</small>	B 前年所得金額－43万円 <small>(Bが0円以下の場合は0円)</small>
①			A①	B①:A①-43万円
②			A②	B②:A②-43万円
③			A③	B③:A③-43万円
④			A④	B④:A④-43万円

C	所得割 医療給付費分	D	所得割 後期高齢者支援金分	E	所得割 介護納付金分
①	B①×7.85%	①	B①×2.89%	①	B①×2.46%
②	B②×7.85%	②	B②×2.89%	②	B②×2.46%
③	B③×7.85%	③	B③×2.89%	③	B③×2.46%
④	B④×7.85%	④	B④×2.89%	④	B④×2.46%
計	C①+C②+C③+C④	計	D①+D②+D③+D④	計	E①+E②+E③+E④

F	均等割 医療給付費分	G	均等割 後期高齢者支援金分	H	均等割 介護納付金分
	加入人数(未就学児除く)×32,130円		加入人数(未就学児除く)×11,530円		40歳～64歳の加入人数×12,000円
	未就学児数×16,065円		未就学児数×5,765円		

I	平等割 医療給付費分	J	平等割 後期高齢者支援金分	K	平等割 介護納付金分
	21,770円		7,810円		6,100円

L	医療給付費分小計	M	後期高齢者支援金分小計	N	介護納付金分小計
	C計+F+I(65万円を超える場合は65万円)		D計+G+J(24万円を超える場合は24万円)		E計+H+K(17万円を超える場合は17万円)

O	年間保険税額	P	1月あたりの保険税額	Q	1期分あたりの保険税額
	L+M+(N:40歳～64歳の方がみえる場合のみ)		O÷12		O÷9

所得金額について

① 給与所得の源泉徴収票をお持ちの方

源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」に書かれた金額が所得金額となります。

(国税庁タックスアンサーホームページ(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1410.htm>)も併せてご覧ください。)

令和 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	[定額者番号]		[個人番号]	
		[氏名]		[フリガナ]	
種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額	
	円	円	円	円	円

② 年金を受給されている方

公的年金等に係る雑所得の所得金額は、下記の表により算出します。

(国税庁タックスアンサーホームページ(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1600.htm>)も併せてご覧ください。)

公的年金等に係る雑所得の金額＝公的年金等の収入金額の合計額(a)×割合(b)－控除額(c)

公的年金等に係る雑所得の速算表(令和2年分以後)

公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合

年金を受け取る人の年齢	公的年金等の収入金額の合計額(a)	割合(b)	控除額(c)
65歳未満	公的年金等の収入金額の合計額が60万円までの場合は、所得金額はゼロとなります。		
	600,001円から1,299,999円まで	100%	600,000円
	1,300,000円から4,099,999円まで	75%	275,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	685,000円
	7,700,000円から9,999,999円まで	95%	1,455,000円
	10,000,000円以上	100%	1,955,000円
65歳以上	公的年金等の収入金額の合計額が110万円までの場合は、所得金額はゼロとなります。		
	1,100,001円から3,299,999円まで	100%	1,100,000円
	3,300,000円から4,099,999円まで	75%	275,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	685,000円
	7,700,000円から9,999,999円まで	95%	1,455,000円
	10,000,000円以上	100%	1,955,000円

所得税の確定申告③が不要な範囲で年金②と給与①を得ている場合、所得金額は①と②の合計となります。

③ 確定申告書(控)をお持ちの方

「所得金額等」の「合計⑫※」欄に書かれた金額が、所得金額となります。

収入金額等	所得金額等	合計⑫※
事業所得①	事業所得①	
農業所得②	農業所得②	
不動産所得③	不動産所得③	
配当所得④	配当所得④	
給与所得⑤	給与所得⑤	
公的年金等⑥	公的年金等⑥	
雑所得⑦	雑所得⑦	
合計⑫※	合計⑫※	
社会保険料控除⑬	社会保険料控除⑬	
小規模企業共済等掛金控除⑭	小規模企業共済等掛金控除⑭	
生命保険料控除⑮	生命保険料控除⑮	
地震保険料控除⑯	地震保険料控除⑯	